

## 集団指導講師アルバイト希望のみなさまへ（開進館）

### 1. 時給

- ・ 講義給 2,600 円～（小学生・中学生指導）
- ・ 講義給 4,000 円～（高校生指導）
- ・ 講義給 1,500 円～（玉井式国語の算数教室指導）
- ・ チューター給 1,200 円
- ・ 事務給 ※室長の指示により講義時間外に事務業務（プリント作成、印刷等）を行った場合に支給。  
大阪府：1,180 円 兵庫県：1,120 円
- ・ 研修給 大阪府：1,180 円 兵庫県：1,120 円

### ＜年間所得について＞

当社は学業が本分である大学生については、控除対象扶養親族の範囲を超えた勤務は原則認めていません。もし、学業に支障のない程度で控除対象扶養親族の範囲を超えた勤務を希望する場合には「承諾書」を提出していただく必要があります。

### 2. 交通費

- 通勤距離が総距離 2 km 以上である場合に支給します（複数の交通手段を利用する場合は各々の通勤距離が片道 1 km 以上でなければなりません）。
- 支給上限金額は 1 日あたり 2,000 円、1 ヶ月あたり 40,000 円となります。
- 通勤手段が自転車の場合は、通勤距離によって 1 日あたり支給金額・1 ヶ月あたり支給上限金額が決まっています。

（注 1）原則として①最安②最短経路の公共交通機関を利用した実費を支給します。最安な通勤経路をとっていないこと、虚偽の申請、もしくは申請と異なる通勤手段または経路をとったことが発覚した場合は過去に遡って差額を全額返金していただきます。さらに、悪質と判定される場合には懲戒処分となります。

（注 2）【学生】通学定期期間内に教室がある場合は支給しません。

ただし、毎年 2 月 1 日～3 月 31 日、8 月 1 日～9 月 30 日の期間に通学定期を保有していない場合は別途単価を支給します（交通費変更届の提出が必要です）。※詳細は「パート職員通勤手当支給細則」の定めによります。

（注 3）学校休暇時の交通費申請は毎年必要になります。通常時と交通費が変わる場合、契約をした次の年以降は必ず申請をお願いいたします。

### 3. 研修期間

雇用契約締結後、教室へ配属されます。講師は、配属後は最長 3 ヶ月程度試行期間とし、授業見学・模擬授業・生徒送迎等を行っていただきます。チューターは、配属後は最長 1 ヶ月程度試行期間とし、チューター補助業務、生徒送迎等を行っていただきます。なお、試行期間中は研修給となります。試行期間中は室長が問題点及びその改善方法を具体的に指示しますので、鋭意改善を行って下さい。

試行期間後、講師は、室長より問題なしと判断されれば勤務続行となり、模擬授業選考へ進んで頂きます。チューターは、室長より問題なしと判断されればチューターとしての勤務を開始します。なお、改善が見られない場合は解雇となります。

### 4. 模擬授業選考

教室での研修期間を経て、部長が模擬授業選考を行い、可否を確定します。

### 5. その他注意事項など

勤務中の服装はジーパン等の軽装、派手な服装はご遠慮いただいております。男性は、襟付きシャツにスラックスで、ネクタイをつけられることを条件とします。

生徒及び保護者に対する言動においてはあくまで社員としての公的な立場で接し、教室以外での場で個人的に生徒の質問等を聞いたり飲食を共にする等私的交際、また、生徒に対して個人の住所・電話番号・メールアドレス等のやり取りを禁止します。

なお、以下の評価項目の総合値で年 1 回の昇給を行います。

＜集団指導講師＞ ①授業アンケート ②室長評価（教室貢献度） ③学力検査 ④担当生徒数

＜チューター＞ ①室長評価（教室貢献度） ②学力検査 ③指導時間

### 【兼業について】

社会通念上、生徒を預かる講師として、保護者や生徒の信用を失うような、以下のアルバイトとの兼業は禁止します。

- ・暴力団等、反社会的勢力に関わる職種
- ・ギャンブルに関わる職種（パチンコ店、競馬・競艇等）
- ・風俗に関わる職種（性サービス等）
- ・酒類の提供を主とする職種（居酒屋、バー、クラブ等）

また、学生アルバイトは企業秘密漏洩の観点から、同業他社（他塾）との兼業も禁止します。

兼業の場合には、長時間勤務になると弊社での勤務のパフォーマンスが落ちることから、兼業先と弊社の勤務が 1 日 8 時間以内・週 40 時間以内の勤務になることを推奨します。